



# 児童手当について のお知らせ

今年度も、生活安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給します。

▼対象 中学校終了前の児童を養育している方

▼支給額 (児童1人あたり月額)

・3歳未満 1万5000円

・3歳以上小学校終了前

第1子、第2子 1万円

第3子以降 1万5000円

・中学生 1万円

※所得制限限度額以上の方の場合は一律5000円

## 《所得制限限度額》

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円

### ▼支給月

・平成29年6月(平成29年3月分)

5月分)

・平成29年10月(平成29年6月分)

9月分)

・平成30年2月(平成29年10月分)

平成30年1月分)

▼その他 次の方は、町民課戸籍年金係で申請手続きが必要です。

①出生などにより、新たに養育する児童ができた方、養育する児童が増えた方

②他の市町村から転入された方で、養育する児童がいる方

(原則、申請した月の翌月分から支給となります。出生や転入などの場合は15日以内に申請してください。)

※児童手当の給付を受けている方は、毎年6月に、前年の所得状況や年金の加入状況を記載した現況届を提出する必要があります。別途ご案内しますので、忘れずに提出ください。

※公務員の方で手続きが必要な場合、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

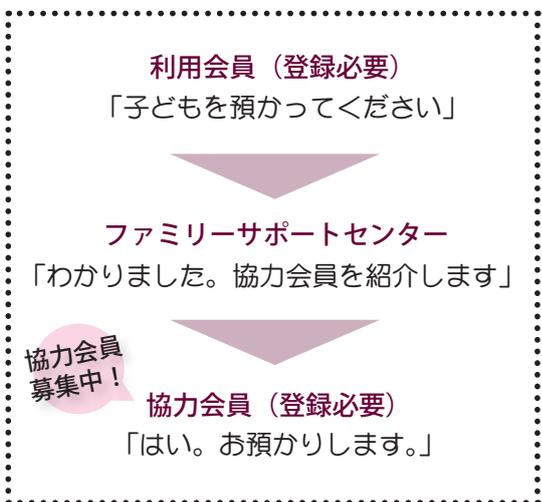
※子育て支援のために、児童手当を町に寄付することができます。ご希望の方はお問い合わせください。

【問い合わせ】健康福祉課子育て支援係

☎ 86-0212

## ファミリーサポートをご利用ください

「保育園の送迎ができない…」 「休日だけど仕事が休めない…」 といった方に対し、育児を応援したい方(協力会員)が自宅での預かりや送迎といった子育てを支援するのが「ファミリーサポート」です。



### ファミリーサポートの利用時間と利用料金

- 時間 午前7時～午後7時まで(要予約)  
※上記以外の時間に利用したい場合はご相談ください。
- 料金 平日 1時間あたり600円  
土日・祝日 1時間あたり700円

- ◎休日2時間30分以上ファミリーサポートセンターを利用する場合、町が利用料金の一部を支援します。  
※2時間までの利用は通常料金となります。

### 休日利用料金と助成額

	2時間30分以上	助成額(助成後)
利用料金	① 2時間30分 1,750円	① 300円(1,450円)
	② 3時間 2,100円	② 600円(1,500円)
	③ 3時間30分 2,450円	③ 900円(1,550円)
	④ 4時間以上 2,800円以上	④ 1時間あたり300円

【問い合わせ】子育て支援センター「にこぼーと」・ファミリーサポートセンター ☎ 87-0083